「困ったなぁ」に答えます

佐々木知子の法律相談

佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 1,000万円を貸した友達と連絡が取れなくなりました。

返ってこない1000万円についてのご相談です。親からの遺産がかなりあり、数少ない友達に頼まれて貸したものです。

ところが、その展示会は結局、400万円を貸しました。

友達は小さな画廊をやっていて、時々私も付き合いで絵を買っていました。こういう時代ですから、なかなか美術品も売れず、彼も病気の奥さんを抱えて苦労しているので、6年前、600万円を用立てました。借用書も作り、年3%の利息としましたが、催促はしませんでした。2年後、今度は高名な作家の展示会をやると言うので、もしそれが成功すれば儲けも半端ないはずだし、私も前の借金を返してもらえると思い、さらに

友達だと信用したからこそ大金を貸したのですが、私には金が余っているとばかり、甘く見てつけ込んだのだと思います。悔しくて仕方がない。とにかく許せない。謝ってほしい。気持ちとして、一部だけでも返してほしい。もしそれが駄目なら、最初から私を騙すつもりだったと思うので、刑事告訴をしたいのですが、どんなものでしょうか。

A 探し当てて勝訴しても費用倒れに終わります。刑事告訴も無理なので、法的にはどうにもなりません。

それは大変な目に遭いましたね。ご同情申し上げます。

お友達は、まさに夜逃げ状態で、今どこでどう暮らしているのでしょう。生きている以上生活をしなければならずお金もいるし、まして病気の奥様がおられるのなら大変です。その人も心ではきっと、友達を裏切ったことを済まなくは感じていると思いますよ。

慰めにならないかもしれませんが、こういうケースは世間にはよくあります。ご相談者以外にも何人もに借金しているし、他にも画廊の賃料や作家への売上金など、踏み倒しているはずです。本来はそうなる前に商売に見切りをつけなければいけなかったのですが、手に職もないし、ついずるずると、いつかは好転すると期待して、いわゆる自転車操業を続けてきた結果がこうなるわけです。

純粋に法律的に言うと、債権の時効は10年だし、借用書もあるのだから、貸金返還請求を起こせば、勝訴判決を貰えはします。でも、相手に支払い能力はないし、もちろん強制執行できる財産はないので、費用倒れに終わります。「無い袖は振れない」、「持たない者ほど怖い者はない」のです。

実はそれ以前に、訴状の送達先が必要なのですが、探し当てるのが大変です。探偵に頼んだりしたら、それこそものすごい費用がかかりますし。民事訴訟がダメなら刑事告訴はというと、それも無理なのですね。

詐欺罪の時効は7年なので間に合いはするのですが、「返済の意思も能力もなかった」という厳格な要件をクリアしなければならず、例えばオレオレ詐欺などはそうですが、一般の民事事件ではめったに該当しないのです。つまり、告訴しても警察は受理をしないし、第一、指名手配をされるような案件でもないので、やはり呼び出しをかけられる住所くらいは分かっていないとお話にはなりません。

という次第で、残念なお答えになると思いますが、法的にはいかんともしがたいのです。